

【判例研究】

賃貸借の連帯保証契約にかかわる駐留軍等労働者の 米軍属に対する求償請求が認められた事例

一在沖米海軍キャンプシールズ（駐留軍等労働者・家賃立替）事件・令和4年1月26日
沖縄簡易裁判所判決（裁判集未掲載）を契機として一

A case in which a request for reimbursement from a worker stationed in the U.S. Forces, against a U.S. military employee related to a joint and several guarantee contract for a lease was accepted

春 田 吉備彦
Kibihiko HARUTA

専門分野：民法、労働法

キーワード：賃貸借の連帯保証契約、駐留軍等労働者、日米地位協定18条9項

1. 事実の概要

Xは、在沖米海軍キャンプシールズの米軍保養施設で働く駐留軍等労働者である。2018年（平成30年）10月1日、米軍属Yは訴外Aから沖縄県沖縄市与儀〇ー〇ー〇所在建物「××××」を賃料10万円で借りる旨の賃貸借契約を締結し、同日、同建物の引渡しを受けた。

X、Y、訴外A、訴外全保連株式会社は、同日、訴外全保連株式会社が上記賃貸借契約に基づきYが負う賃料債務、原状回復債務その他一切の債務を、Yと連帯して負う旨の賃貸借保証契約を書面で締結した。そして、同日、Xは、上記賃貸借契約の履行より訴外全保連株式会社が取得することになる求償債権につき、XがYと連帯して保証する旨、書面で契約した。

2019年（令和元年）8月、Yは賃貸した建物をそのまま放置して住所地を去った。そのため、Yは上記賃貸借契約に基づき、訴外Aに対して、以下の債務を負った。

① 2019年8月分賃料	10万0,150円
② 2019年9月分賃料	10万0,150円
③ 水道料金	1,344円
④ 電気代	7万5,331円
⑤ 修繕費	3万1,104円
⑥ ハウスクリーニング代	4万8,600円
⑦ ごみ処理費用	3万6,000円
⑧ 早期解約違約金損害金	10万円
⑨ 代位弁済手続費用	2,200円
合計	49万4,879円

訴外全保連株式会社は、Yの49万4,879円の債務について、上記賃貸借契約に基づき、2019年10月18日、同額を訴外Aに代位弁済した。Xは、上記49万4,879円の訴外全保連株式会社の求償債務について、Yが行方不明であったことから履行を求められ、上記保証契約に基づき、同額を訴外全保連株式会社に代位弁済をした。

XはYに対し、民法459条1項に基づく49万4,879円の求償権、およびこれに対する代位弁済日から支払済みまで、平成29年法第44号による改正前民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払求償権を有していることから、XはYに対し、請求の趣旨記載のとりの判決を求めて本訴に及んだ。

2. 判決主文および判決理由

「Yは、Xに対し、49万4,879円及びこれに対する令和2年3月4日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。」

「Yは、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、Yにおいて請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。」

3. 検討

本件は、米軍属が「米軍基地外居住者」¹として生活するために、米軍基地の中で働く、日本人基地従業員（以下、「駐留軍等労働者」）が保証人となり、米軍属が被保証人となった不動産にかかわる賃貸借連帯保証契約が結ばれたものの、米軍属が支払うべき家賃等を支払わなかったため、家賃保証会社が駐留軍等労働者に対して代位請求を行ったため、これを支払った駐留軍等労働者が米軍属に対してこれを請求したものである。なお、米軍基地外居住者とは、本来、米軍基地の住宅に移住するあるいはすべき「米軍人および米軍属」（以下、「米軍人等」と呼ぶ）やその家族が米軍基地の外に住宅を借り、移り住み、生活の拠点を米軍基地の外にしている者や住宅群のことをいう。

本判決は、被告である米軍属が民事裁判に出頭しなかったことから、原告である駐留軍等労働者の主張がそのまま認められた、単純な事案である。一地方の簡易裁判所の判断であることから、将来的にも公判裁判集に登載されることなく、ひっそりと忘れ去られてしまう可能性も高い。とはいえ、とりわけ米軍基地が存在する地域においては、米軍人等が加害者となり地元民（日本人）が被害者となったものの、日米地位協定により十分な民事上の救済を受けられず、結局、泣き寝入せざるを得ない民事紛争事例は、繰り返される。このことは、例えば、米軍人等の「公務外」の契約責任の問題においては米軍人等との離婚後に子どもの養育費等が支払われない事例、あるいは不法行為責任の問題においては米軍人等が加害者になり日本人が被害者になる「交通事故」の民事上の処理の問題を想起すれば容易に理解できるであろう²。

¹ 基地外居住者については、圓田浩二・瀬底言・墨谷美香・照屋香「沖縄における基地外移住者問題－北谷町砂辺区に対するフィールド調査－」沖縄大学人文学部紀要13巻（2011年）73頁。

² 本稿の考察の主題は、「公務外」の米軍人等に対する契約責任の問題である。「公務外」の米軍人等に対する不法行為の責任については、1996年11月に日米両政府は「沖縄に関する特別委員会」（SACO）

フェンスの外における、本件と類似する事案として、コンビニエンスほか事件・東京地判平28.12.20判刑1156号28頁がある。これは、フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを営営するY社の経営するコンビニ店舗に勤務していたXに対して、Y社の代表者であったY1およびXの勤務していた店舗店長Y2から、一方的な金銭的負担や暴行、サービス残業の強要等のいじめやパワハラを日常的に受けたことについて、Y社に対しては、民法715条に基づく使用者責任等を求めたものであり、また、Y1に対しては共同不法行為責任または代理監督者責任に基づく損害賠償責任を求め、Y2に対しては共同不法行為責任に基づく損害賠償を求めたものである。判決は、Y社およびY1およびY2の責任をいずれも認め、合計930万4,211円の損害賠償を認めている。本事案において、XはY1およびY2から、(1)日常的に精神的・経済的ないじめ・パワハラ、具体的には、①店舗のお金がなくなった等と述べXにその穴埋めをする責任があると申し向け60万円を要求する、②Y社の飲み会の代金について頻繁にその支払いを強要しXが後日に精算を申し向けても一切支払わない、③Xの業務上の間違いを理由に具体的な根拠なく200万円の借借書を作成させXにその一部20万円支払わせる、④売れ残り品の買い取り強要、⑤暴行等を伴って一切給与の支払われない勤務の手伝いを強要する等の行為、(2)暴力的ないじめ・パワハラ、具体的には、①火の付いた煙草を鼻に押しつけられる、②カラオケマイク、灰皿、竹棒、六角棒、金属スプーン等で殴打される、③エアガンで撃たれる等の行為等を受けていた。同事案は、まるで、チンピラのような経営者が会社幹部と共同して労働者をいじめて、ひたすら暴行と「借金」と称する事実上の恐喝を重ねた事案であるように読み取れる。

一方、フェンスの中の本件にかかわる沖縄タイムスの報道に基づけば³、原告である駐留軍等労働者は「上司の立場を利用して保証人にさせられた。パワハラだ」と訴え、「保証契約書類の記入は勤務時間中で、これまでも慣例として行われていた。仕事の一環として断れなかった」と話しているという。日米地位協定18条9項(a)に基づけば「合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5 fに定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。」から、米軍人等が日本の民事裁判から免除されることはないものの、米軍属は裁判に被告として出頭していないため⁴、ほとんど実質的

を立ち上げ、公務外不法行為の被害者救済の方策が定められている。具体的には、被害者は、①加害米軍人等個人に対して訴訟を提起し、確定判決を得て、②米国からの見舞金の支払いをうけ、③確定判決による額と米軍からの見舞金の額に差額が生じた場合には、国がその差額(SACO見舞金)を支払うことになっている。

³ 沖縄タイムス2022年4月15日。

⁴ 米軍人等が出頭しないことは、日本の裁判においてはありがちな話である。例えば、在日米軍座間基地(私的制裁)事件(東京地判平2.9.25判夕759号254頁)は、在日米軍基地で勤務していたXが、米軍属であったY1およびY2による、私的制裁として、低い等級への変更処分および解雇処分を受けたとして、日米地位協定18条5項および民特法(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法)1条に基づき、国ではなくY1らに対して不法行為に基づく損害賠償を行ったものである。Y1およびY2が出頭しないなか、同事件判決は「日本国の民事裁判権は、原則として日本国に在住する外国人についても及ぶが、外国の元首、外国使節、その随員等国際法上治外法権を有する者については及ばない。また、軍隊は、他国の領域にある場合には、関係国間の協定がなされない限りは、所在国の裁判権に服さず、本国の裁判権に服することが国際法上の原則として承認されていると解される。ところで、日本国に駐留する米軍構成員等の行為に関する裁判権については、日米両国間において地位協定が締結されているので、地位協定の定めにより決せられることになる」として、日米地位協定18条5項(f)および日米地位協定18条9項(a)からすると、「米軍構成員または被用者

な法的検討がなされていないし、また、その事実関係も簡潔なものであることから、ただちにパワーハラと即断できるわけではない。とはいえ、米軍や駐留軍等労働者の上司である米軍人等による懲戒処分についての意向が、最終的には貫徹する特殊な法的関係のもとでは⁵、駐留軍等労働者は、米軍人等の上司の命令や指揮命令について、構造的に従わざるを得ないということは指摘できる。

本件のようなシンプルな法律問題も、これがフェンスの中で起こった場合には、複雑なものとなる。YとXとの間の保証契約締結は「公務外の行為」と位置づけられることから、米軍属と駐留軍等労働者との間の法的紛争については、米軍および国（沖縄防衛局）は関与しない⁶。つまり、全くの通常の民事事件として、取り扱われる。しかしながら、判決が出されても、その執行には多くの困難が伴うことになる。本判決の担当弁護士によると⁷、判決において「債務名義」を得たXは、次なる法的手段としては、XはYに対して、民事執行法197条における実施決定に基づき、Yの財産開示命令の申立てを行うことができる。このYの財産開示の申立ては、民事執行法204条によれば、被告Yの普通裁判籍の所在地がある地方裁判所に行く必要がある。そして、日本国内に住所がない、または住所地不明の場合には、最後の住所地に申立が可能である。ところが、Yの最後の住所地である沖縄市を管轄する那覇地方裁判所沖縄支部は、Yの現在の住所地を調べるために、Yの職場である米軍の職場に調査嘱託をしているものの、現在まで回答がない状況にある。なお、前述した沖縄タイムスの報道に基づけば、Yは現在、神奈川県横須賀市の海軍施設に転動しているという。

米軍人等を相手に訴訟を行う場合に、被害者がたびたび直面する問題であるが、米軍人等については、日本国の戸籍、住民等への登録がなく、外国人登録原票にも登録がなく、かつ、米軍人等が任務の終了や勤務地の変更等の理由で、判決執行時点では、場合によっては、すでに国外に出国していることもある⁸。

の公務執行から生ずる事項については全面的に日本国の民事裁判権が排除されているとはいえ、判決の執行手続きに服さない限度においてのみ民事裁判権が排除されているものと解するのが相当である」とした。そして、「本件の訴訟物は、Y1らの不法行為を理由とするXのY1らに対する損害賠償請求権であり、Xは、Y1らが右損害賠償義務を負担する者であると主張している。給付訴訟においては、Xから給付義務を有していると主張される者にY1らとしての当事者適格があるのであるから、本件において、Xから損害賠償義務を有する者であると主張されているY1らには当事者適格を肯定できる。Y1らは、本件の場合、民特法により日本国が損害賠償義務を負うことにより、Y1らに対する請求が認められないことを理由として、Y1らには当事者適格がないと主張するが、当事者適格の存否は請求が理由があるかどうかという請求の当否とは別の問題であるから、Y1らの右請求は失当である」としている。なお、Xは国の責任について主張しなかったため、判決はY1らに対する民事裁判権からの免除は認めなかったものの、XのY1らに対する請求そのものは棄却している。

また、民特法1条責任と米軍司令官に対する損害賠償責任と米軍司令官の出頭拒否の問題について論じるものとして、高作正博『米軍基地問題の基層と表層』（関西大学出版部、2019年）289頁。

⁵ この点は、春田吉備彦「三者間関係である派遣労働者と駐留軍等労働者にかかわる懲戒処分手続きの比較検討」労働法学会研究報告2756号（2022年）4頁。

⁶ かりに、このような保証契約の締結が、職務上の行為として行われたとするならば、国（在日米軍厚木航空施設・パワーハラ）事件・東京地判令3.11.22労判1258号5頁のごとく、「公務上」の米軍や米軍人等と駐留軍等労働者との間の契約責任にかかわる法的問題として争われることになる。この問題については、春田吉備彦「米人上司による駐留軍等労働者に対するパワーハラスメントにかかわる不法行為責任および契約責任と外国国家の裁判権免除についての一考察」労旬2007号（2022年）22頁。

⁷ 本件について、えす法律事務所の齋藤祐介弁護士に情報提供をいただいた。記して謝意を表したい。

⁸ この点は、本間浩『在日米軍地位協定』（日本評論社、1996年）330頁。日高洋一郎「米軍人による犯

周知のように、日米地位協定3条1項に基づけば、米軍は米軍基地の中において「設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置」（排他的基地管理権）を執ることができるから、裁判所関係者も米軍の許可を得ない限り、米軍基地の中に立ち入ることができない。それでは、フェンスの中にいる、米軍人等に対する強制執行手続きはどのように進められていくのだろうか。日米地位協定18条9項(b)は「合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。」と定め、同協定18条9項(c)は「日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。」とされているが、これらの規定を活用して「債務名義」を実現した事案については、管見の限り、見当たらない。この点、ドイツにおけるNATO軍地位協定34条3項は「軍隊の構成員又は軍属に対するその政府からの支払いは、当該派遣国の領域において適用される法令により許される限度においてのみ、ドイツの裁判所又は当局が命令する差し押さえ、支払い禁止、その他の形式の強制執行を受けるものとする」と定めている⁹。日本においても、米軍人等に支払われる給料等に対して、日本の裁判所の差し押さえ、支払金等の強制執行を可能にする旨を日米地位協定に明記する必要があるのではないのか。それが到底無理だということであるなら、せめて日本政府お得意の運用改善の対象として、検討素材にするべきではないのか。

なお、新聞報道レベルにおいて、本事案に有益な示唆を示す婚姻契約と離婚契約に由来する元米軍属に対する離婚した妻からの子どもの養育費の支払い請求が法的に成功した事案について次のような報道が行われている。筆者も、この報道を精査しながら、かつ、米軍基地や米軍人等のもたらす民事責任の問題について、取り組んでおられる識者や弁護士等の法律家の御賢慮の支えも受けながら、考えを深めていきたい。

軍属元夫から養育費徴収

県内女性米制度で給与押さえ

識者「画期的な事例」

同システムは別居中の親の居所を関係止めの法的な親子関係を確定し、養育費を回収する仕組み。ただ相手方が米軍にいないことからは命令により支払利用できない。女性はいいに成るケースが多日本を命じる書面を得た。だが軍属の場合は、所属する米本土の民間企業の上にも選定しても全てのケースで黙殺された。スミス代表は勝手に基地内にある元夫の私

本島在住の女性が3月、米国の「養育費回収システム」を利用して、子どもの養育費の支払いに応じない県内在住の米軍属の元夫の給与を差し押さえ、子どもが加害になるまで、月額数万円の養育費を強制徴収することが18日までに、支援団体への取材で分かった。日米地位協定給与の差し押さえが認められていない米軍関係者から養育費を強制徴収するのは異例。特に軍の指揮系統に属さない民間人の軍属から回収するのは困難視されていた。識者は「画期的な事例」と評価した。(分面に関連)

書籍の住所が米カリフォルニア州となつていて、同じ旨をつけ、同州裁判所に養育費支払いを申し立て、強制徴収の決定を得た。女性は「裁判をするのは正當であつたが、子どもの将来のために後悔はしたくない気持ちでやり直した。最まで諦めなくて良かった」と話した。(梅田正寛)

令和4年(2022年)4月19日(火曜日) 琉球新報

「罪被害者の救済の在り方を問う一つの事例」賃金と社会保障12月上旬号(2022年)掲載予定論文。

⁹ 地位協定研究会著『日米地位協定逐条批判』(新日本出版社、1997年)367頁。

4. 結びにかえて

一般論からいえば、国が許すことで、戦後長らく、米軍は日本に常駐しているのであるならば、国は、米軍の不法行為責任についての法的処理手続きを定めた、民特法とは別に、米軍人等による「公務外」の駐留軍等労働者や地域住民に対する契約責任にかかわり、何らかの立法的措置を構ずるべきではないのか。なぜなら、戦後、一貫して、米軍が日本に駐留するという事は、平時から米軍やその構成員である米軍人等が、駐留国である日本の駐留軍等労働者に対する「安全配慮義務」等の契約責任が生ずることや地域住民との契約を結ぶ場面も想定されるはずだからである。とはいえ、立法上の不備が放置されている現状においては、米国の裁判所において、日本の裁判判決が執行承認され得るか否かという問題としても考えを深めていくべきであろうか。これは、国際私法上の外国判決の承認執行にかかわる議論に通じる問題であるが¹⁰、さらに、日本の判決が米国ではどのように取り扱われているのかという問題について検証を深めていく必要がある¹¹。この点は、今後の課題にしたい。

※本稿は、JSPS科研費21K01187による成果の一部である。

¹⁰ 外国判決の承認とは、民事紛争当事者の権利・義務の確定にかかわる外国（判決国）の裁判所の判決に本国（承認国）の裁判所の判決と同等の法的効力を与えることであり、外国判決の執行とは、外国裁判所の判決を承認したことの結果として、外国判決の履行を当事者に強制することである。日本では、民事訴訟法118条、民事執行法22条6号・24条・118条が、日本が承認国で外国が判決国となる場合にかかわる規定を用意する。なお、本稿の問題関心は、日本が判決国で、米国が承認国となる場合である。

¹¹ この点は、芳賀雅顯『外国判決の承認』（慶應義塾大学出版会、2018年）、貝瀬幸雄「アメリカ合衆国における外国判決の承認—その基礎理論および効果—」中野貞一郎・新堂幸司・鈴木正裕・竹下守夫・青山善充・伊藤眞・高橋宏志編『民事手続法学の革新 上巻』（有斐閣、1991年）481頁。